

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年12月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和3年12月1日（水）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第107号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第108号 令和3年12月における選挙人名簿への登録について
議案第109号 在外選挙人名簿の登録について
議案第110号 在外選挙人証の記載事項の変更について
議案第111号 令和3年12月における選挙人名簿の調製について
議案第112号 直接請求の法定数の告示について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委 員 水島 通保 委 員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 大内 克彦 書記長補佐 須藤 博
書 記 星野 直 書 記 今井 夏海
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午後１時３０分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は４名であり、地方自治法第１８９条第１項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第１２条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、令和３年１２月の定時登録に係るもの４件、在外選挙人名簿の登録に係るもの１件、在外選挙人証の記載事項の変更に係るもの１件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第１０７号 公職選挙法第２８条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第１０７号は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第１０７号 公職選挙法第２８条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第１０７号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第１０７号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第１０８号 令和３年１２月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**星野書記** 議案第１０８号は、公職選挙法第２２条第１項の規定により令和３年１２月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和３年１２月１日、登録日は令和３年１２月１日、登録資格要件としては、（１）住所移転者が、令和３年９月１日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き３箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（２）年齢満１８年以上の者が、平成１５年１２月２日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○**大友委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第１０８号 令和３年１２月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○**大友委員長** 議案第１０８号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**大友委員長** 議案第１０８号は、原案のとおり可決されました。

○**大友委員長** 続いて、「議案第１０９号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**星野書記** 議案第１０９号は、公職選挙法第３０条の６第２項の規定により別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○**大友委員長** （別紙を回覧後）ただ今、「議案第１０９号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第１０９号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第１０９号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第１１０号 在外選挙人証の記載事項の変更に
ついて」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第１１０号は、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）
第２３条の７第２項の規定により別紙のとおり（記載略）在外選挙人証の記載
事項を変更するものです。

○大友委員長 （別紙を回覧後）ただ今、「議案第１１０号 在外選挙人証の
記載事項の変更にについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありました
らお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第１１０号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第１１０号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第１１１号 令和３年１２月における選挙人名
簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第１１１号は、公職選挙法第１９条第２項の規定により令和
３年１２月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今
回の登録者数は、前回令和３年１０月の選挙時登録者数３１，５２６名から８

7名増の31, 613名となりました。87名増の根拠といたしましては、抹消者数が56名、新規登録者数が107名、新有権者数が36名となっています。

○大友委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第111号 令和3年12月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第111号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第111号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第112号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○星野書記 議案第112号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第112号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第112号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第112号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3 時